

中央図書館等移転改修事業に係る公募型プロポーザル方式手続開始の公示

中央図書館等移転改修事業の事業者選定等について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公示する。

令和5年9月20日

広島市長 松井 一實

1 プロポーザルの目的

中央図書館等移転改修事業に当たっては、より優れた事業者を選定するとともに選定方法の公平性、透明性を図るため、公募型プロポーザル方式により、技術の提案を求め、この事業に最も適した事業者を特定する。

2 事業概要

(1) 事業名

中央図書館等移転改修事業

(2) 事業内容

ア 中央図書館等移転改修工事に係る実施設計業務に対する技術協力業務

イ 中央図書館等移転改修工事

(3) 事業予定期間

ア 本件業務

契約締結日（令和6年1月予定）から令和6年3月29日まで

イ 本件工事

契約締結日（令和6年9月予定）から令和7年9月30日まで

(4) 契約方式

本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交渉方式）」の技術協力・施工タイプの対象工事であり、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と工事に関する基本協定書を締結した後、技術協力業務の契約を締結する。

また、別に契約している中央図書館等移転改修その他工事基本・実施設計業務に基づいて実施している設計に技術提案内容を反映させるとともに、工事に関する基本協定書に基づく工事価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合には工事の契約を締結するものとする。

なお、工事の契約は、予算の成立及び広島市議会の議決（広島市議会の議決を要する場合）を条件として締結するものであり、各条件が不成立となった場合においては、本市は優先交渉権者に対する一切の責任を負わないものとする。

3 参加資格（参加表明書兼参加資格確認申請書の提出者の資格要件）

参加表明書兼参加資格確認申請書の提出者（以下「参加表明者」という。）は、(1)から(17)までに掲げる要件をいずれも満たしている共同企業体又は単体企業であるこ

と。参加要件の基準日は公示日とする。ただし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条に該当していないこと。

(2) 令和5・6年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていること。

なお、工事の契約締結にあたっては、契約締結日の属する年度の広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていることの確認を行う。

(3) 建築一式工事について、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において、令和5年度の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。ただし、広島市建設工事競争入札取扱要綱第9条第1項の有効期間が当該年度の前年度の期間を超える期間においても設定されている場合における当該超える期間にあつては、当該超える期間に係る資格者名簿に登録されている者であること。

なお、工事の契約締結にあたっては、契約締結日の属する年度の資格者名簿に登録されている者であることの確認を行う。

(4) 公示の日から参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件プロポーザルに参加し、又は本件事業の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

(5) 広島市税を滞納していないこと。

(6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できない者は参加できない（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。

詳細は、広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

(8) 次のいずれにも該当していないこと。

ア 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）

イ 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者

ウ 建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、本市から当該法令等違反に対する改善命令等を受け、当該法令等違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていないもの

- (9) 広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アの規定に該当する者でないこと。
- (10) 工事を受注したならば、工事を施工するための下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。）において、広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に掲げる者がその相手方として選定されることがないよう、必要な措置を講ずることができること。
- (11) 工事を受注したならば、工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができること。
- (12) 共同企業体の代表者及び単体企業にあつては、競争入札参加資格登録における建築一式工事の等級区分が「A」に認定されていること。
共同企業体の代表者でない構成員にあつては、「A」又は「B」で認定されていること。ただし、代表者でない構成員の数は、1者又は2者とする。
- (13) 平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。なお、代表者でない構成員が2者の場合、施工実績の規模はその2者の合計値が満たしていればよい。
- ・ 共同企業体の代表者にあつては、延べ面積6,500平方メートル以上の商業施設の新築工事、増築工事又は改修工事（鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）（増築工事又は改修工事の場合は工事対象範囲の延べ面積が6,500平方メートル以上とする。）
 - ・ 共同企業体の代表者でない構成員にあつては、延べ面積3,900平方メートル以上の商業施設の新築工事、増築工事又は改修工事（鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）（増築工事又は改修工事の場合は工事対象範囲の延べ面積が3,900平方メートル以上とする。）
 - ・ 単体企業にあつては、延べ面積10,000平方メートル以上の商業施設の新築工事、増築工事又は改修工事（鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）（増築工事又は改修工事の場合は工事対象範囲の延べ面積が10,000平方メートル以上とする。）
- (14) 次の要件を満たす管理技術者及び照査技術者を技術協力業務に配置できること。
なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。
- ア 管理技術者及び照査技術者
建築士法第2条第2項の一級建築士の資格を有する者を配置できること。
- イ 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用関係にあるものであること。
- ウ 共同企業体の場合は、代表者に属するものとする。
- (15) 建設工事を契約する場合、見積書の提出時において次の要件を満たす技術者を配置できること。
- ア 技術者は、前記3(13)に掲げる工事と同じ施工経験を有していること。（ただし、建物の用途及び工事完成年月日、工事の規模など数値は求めない。）

- イ 建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。請負金額が8,000万円(税込)以上となる場合は、専任で配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第5項(第3項ただし書及び第4項を除く。)までに規定するものとする。なお、本件は特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。)の配置は認めない。
- ウ 技術者は、見積書の提出日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ見積書の提出日以前3か月以上の雇用関係にあるものであること。
ただし、請負金額が8,000万円(税込)未満となる場合の技術者は、見積書の提出日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ見積書の提出日の前日以前から雇用関係にあるものとする。
- エ 技術者の兼務については、専任で配置することを求めている場合も含め、「中央図書館等移転改修事業に係る公募型プロポーザル実施要領」(以下、「プロポーザル実施要領」という。)に記載している条件を満たす場合は、その条件の範囲内でこれを認める。
- オ 共同企業体の場合は、全ての構成員が、当該工事に対応する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。監理技術者を配置するときは、共同企業体の代表者は必ず監理技術者が配置できること。
- (16) 本件工事に係る設計業務の受託者(㈱安井建築設計事務所)又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある建設業者は参加できない。
- (17) 共同企業体に関する事項
- ア 自主結成された特定建設工事共同企業体とすること。
- イ 構成員の数は、2者又は3者とし、各構成員の出資割合は、次のとおりとする。
構成員が2者の場合は、1者につき30パーセント以上とする。
構成員が3者の場合は、1者につき20パーセント以上とする。
- ウ 代表者の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。
- エ 各構成員が、2以上の共同企業体の構成員になることはできない。
- オ 共同企業体の構成員が、単体企業として参加することはできない。

4 手続等

(1) 担当課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局営繕部営繕課(本庁舎7階)

電話 082-504-2300(直通)

電子メール eizen@city.hiroshima.lg.jp

(2) プロポーザルに関する資料の閲覧・交付

ア 閲覧・交付期間

公示日から令和5年10月12日(木)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし、最終日は午後4時まで)(広島市の休日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。))を除く。)

イ 閲覧場所及び方法

広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→ ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→ ページ右の「令和5年度 方式・案件名」→【公募型プロポーザル】「中央図書館等移転改修事業」からダウンロードできる。
また、前記(1)の担当課においても閲覧の提供を行っている。

(3) 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出

ア 受付期間

令和5年10月10日（火）から令和5年10月12日（木）まで
持参する場合は受付期間の午前8時30分から午後5時まで（広島市の休日を除く。）（郵送の場合には10月12日（木）必着）

イ 受付場所及び方法

1部を前記(1)担当課へ持参又は郵送すること。提出に要する費用の負担は参加表明者の負担とする。

(4) 技術提案書の提出（参加資格を有することが確認できた者に限る。）

ア 受付期間

令和5年10月20日（金）から令和5年11月20日（月）まで
持参する場合は受付期間の午前8時30分から午後5時まで（広島市の休日を除く。）（郵送の場合には11月20日（月）必着）

イ 受付場所及び方法

技術提案書は前記(1)の担当課へ持参又は郵送すること。提出に要する費用の負担は提出者の負担とする。

(5) プロポーザルに関する資料についての質問のうち参加表明書兼参加資格確認申請書の提出に関する質問の受付及び回答

ア 質問の受付期間

公示日から令和5年9月27日（水）まで（広島市の休日を除く。）
（郵送の場合には9月27日（水）必着）

イ 質問の受付方法

質問は、質問書に記入の上、持参、郵送又は電子メールで前記(1)の担当課へ提出すること。

なお、質問書には、参加表明者の担当の部署、担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。

ウ 質問に対する回答

令和5年10月6日（金）に、上記(2)の広島市ホームページに掲載する。

(6) プロポーザルに関する資料についての質問のうち技術提案書の提出に関する質問の受付及び回答

ア 質問の受付期間

参加資格確認の結果の通知日から令和5年10月25日（水）まで（広島市の休日を除く。）

（郵送の場合には10月25日（水）必着）

イ 質問の受付方法

質問は、質問書に記入の上、持参、郵送又は電子メールで前記(1)の担当課へ提出すること。

なお、質問書には、参加表明者の担当の部署、担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。

ウ 質問に対する回答

令和5年11月2日(木)(予定)に、上記(2)の広島市ホームページに掲載する。

5 その他

- (1) 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (2) 本件工事は、令和6年度の発注予定となるため、週休2日の確保に取り組むこととしている。
- (3) その他プロポーザル実施の詳細は、「中央図書館等移転改修事業に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおりとする。